

佐賀南警察署協議会開催結果の概要

令和7年7月15日

会 議	令和7年度 第1回 佐賀南警察署協議会
開催日時	令和7年6月25日（水）15：00～16：15
開催場所	佐賀南警察署 3階大会議室
出席者	○ 公安委員会：1名 ○ 協議会：会長以下9名 ○ 警察署：署長以下12名 計22名
議 事 概 要	
1 開会 2 会長挨拶 暑さが厳しい折、地域の安全安心に尽力されている警察の方々には、協議会を代表し、心から感謝申し上げます。 県内では、連日のように、ニセ電話詐欺による被害の報道を耳にし、私達の生活が脅かされています。 事件・事故や犯罪への対応は、警察だけでなされるべきものではなく、地域社会全体が、警察や自治体、我々のような会議などと連携し、様々な活動を通じて支援を継続的に行うなど、それぞれが能力を発揮してこそ実現できるものと考えております。 本日は、各委員が警察の助けとなるよう、警察との架け橋である委員の忌憚のない御意見を賜りたいと考えております。 3 署長挨拶 本日は、御多忙の中、令和7年度第1回目の警察署協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 犯罪情勢については、県内及び当署管内ともに増加傾向にあります。とりわけニセ電話詐欺等による被害が顕著であり、今年5月末で県内の被害総額が10億円に達しており、非常に憂慮すべき状況です。 一方で交通事故情勢では、県内では11年連続で人身交通事故が減少しており、当署管内も同様に減少傾向ですが、内訳を見ると、依然として高齢者が関係する交通事故が非常に多く、形態別では追突事故の割合が高いという状況が続いています。 加えて当署管内では、自転車が関係する交通事故が非常に多く、人身交通事故全体の約20パーセントを占めており、他署管内と比べると非常に高い割合で発生しており、懸念しているところです。 このほかにも、我々警察が対応すべき治安課題は多くありますが、引き続き委員の皆様の御意見を賜り、市民の皆様の安全安心を確保するための努力	

を推進して参ります。

4 協議

(1) 業務概況

各課長から業務の概要を説明

(2) 質疑応答・要望等

委員： 佐賀北高校が自転車マナーアップモデル指定校として委嘱を受けているが、高校生のヘルメットの着用が進まない状況であり、佐賀北高校でのヘルメット着用の進め方を伺う。

警察： 生徒会とも協議し、段階的にルールを守るような指導を行っていく。例えば、イヤホンを付けないで自転車に乗るルールから始め、段階的にヘルメットの着用を守らせるようにしていきたい。

子供はヘルメットが恥ずかしいと言って被らないが、親が子供の為に被らせることが着用につながると考え、高校生が関係する事故が発生すれば、県の生徒指導連絡協議会に連絡し、各高校及び保護者にも指導を行っている。

委員： 昨今のSNSを使用した特殊詐欺の被害は著しく、佐賀県で最高額の5億3千万円の被害が発生したことに驚き、また、受け子が高校生であったことに更に驚いている。警察庁が闇バイト対策で仮想身分捜査を実施するということが、佐賀南警察署での特殊詐欺に対する取組状況を伺いたい。

また、現在、社会問題になっている長時間労働やパワーハラスメントについてであるが、他県警察署の署員が長時間労働やパワーハラスメントにより尊い命を絶ち、遺族の方から訴訟を提起され、遺族の方が勝訴したという報道がある。佐賀県警察本部でもパワーハラスメントによる訓戒があったと聞いている。パワーハラスメントや長時間労働に対する佐賀南警察署の取組状況について伺いたい。

警察： 特殊詐欺については、管内だけでも既に被害額は5億円を超えており、全国的に危機的状況である。警察が出来る被害抑止の部分では、県民に対する広報及び周知が一番大事であるため、警察官が各事業所の朝礼に参加したり、各地区の会合へ参加し、特殊詐欺被害の現状及び手口を紹介しているが、詐欺の手口は日々巧妙化している。そのため広報が追いついていない部分もあるが、広報を続け、抑止に努めている。

水際阻止については、当署は「コンビニ対策警察官担当制度」を強く押し進めており、担当警察官を指定して、月に何度か店員に新しい手口を広報している。

銀行では、入金や出金の額が多い客には声を掛けて通報してもらい、1件1件地道に潰している状況である。

検挙面では、この種の犯罪組織は国外にも拠点を持っている場合が多く、警察全体として組織犯罪の検挙に邁進しているが、捜査には相当な時間がかかり、その間も犯罪組織は手を変えて犯行を繰り返しているため、抑止対策をしっかりと実施していくこととしている。

パワーハラスメントの問題については、佐賀県警察でも15年以上前から防止に取り組んでいるが、現在も処分を受ける者がいることも事実である。繰り返し職員の意識をアップデートしていく

取組を継続していく必要があると考える。

また、職員の勤務時間をしっかり管理して、心と体が疲弊するような職員がでないようにしていきたいと考えている。

委員： 本庄地区の老人クラブ連合会の方が交通立番を行っているが、その活動中に事故があった際の保険はどうなっているのか。また、冊子を作って配布する活動をされているが、その冊子を作成する予算はないのか。

高齢者交通安全モデル地区交通指導者を委嘱するのであれば、前段階で予算を組んでおくべきではないか。

警察： この事業の主体は佐賀市であり、保険については佐賀市に確認して回答する。冊子作成の予算については、佐賀市全体で行うことであれば、交通安全協会で予算措置が出来るとのことであり、確認する。

5 諮問

(1) 諮問

署長から、「自転車総合対策の推進」について、諮問を受けた。

(2) 補足説明

- 交通課長から諮問に対する補足説明
 - ・ 自転車が関係する事故の発生状況
 - ・ 自転車の罰則強化
 - ・ 令和8年4月から反則切符（青切符）適用
 - ・ 春の交通安全運動県民運動
 - ・ 自転車マナーアップ月間
- 生活安全課長から諮問に対する補足説明
 - ・ 自転車盗難被害状況
 - ・ 県民ロックの日の取組

6 公安委員会総評

協議会委員から意見が出たパワーハラスメント対策については、私自身も問題意識を持っております。署長会議の場でも申し上げましたが、昭和の野球選手は投げさせて、毎日走らせて、這い上がってきた者がスターになる、そういう時代でありました。

しかし、今の20歳の人口は約110万人で、今の0歳児の人口は70万人を切っており、あと20年もすれば同じ年代の人たちは4割弱減少する。20年後も警察が活動するためには、這い上がってくる者だけを残す、という考え方はなく、警察官、警察職員一人一人を大事に育てるという意識が大切です。そのためにも、パワーハラスメントはあってはいけないと考えます。

7 閉会

8 視察

協議会終了後、佐賀県警察学校を視察